

精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療 (精神通院)に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、精神障害者保健福祉手帳および自立支援医療（精神通院医療）の受給者証の更新手続きについて、必要な診断書の取得が困難な場合の措置として以下の通り対策が図られています。ご不明な点は岐阜県公式ホームページを参考にさせていただくか、神戸町役場健康福祉課までお問合せください。

精神障害者保健福祉手帳	更新に必要な診断書の提出を1年間猶予
自立支援医療（精神通院医療）	受給者証の有効期間を1年延長 (有効期間が令和2年3月1日～令和3年2月28日までの方)

参考：岐阜県公式ホームページ

<https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kenko/kokoro/11223/osirase.html>

(精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院）に関するお知らせ)

お問い合わせ先

神戸町役場 健康福祉課

0584-27-0175